苦情解決制度についてのお知らせ

令和７年４月１日	苦情解決責任者（公財）仙台ひと・まち交流財団　子ども育成課　曳地 智子

利用者の皆さまからの苦情に迅速かつ適切に対応するため，児童館に苦情解決の仕組みを整えています。

児童館について苦情がある場合は，苦情受付担当者または財団事務局に申し出てください。
直接申し出るほか，郵送や電話，ウェブサイトのお問い合わせページで申し出ることもできます。

【苦情の受付】

苦情受付担当者	子ども育成課	課長　曳地　智子		TEL 268-5084
		鈴木 芳夫		
第 三 者 委 員	学識経験者	稲葉 俊一	財団事務局	TEL 268-5084
		武田 健		

郵送：〒980-0804　仙台市青葉区大町 2-12-1　（公財）仙台ひと・まち交流財団 子ども育成課
電話：268-5084（公財）仙台ひと・まち交流財団　子ども育成課
ウェブサイト：https://www.hm-sendai.jp/jidoukan/contact/

【解決に向けた取組】

- 苦情解決責任者が誠意をもって解決に努めます。その際，第三者委員の立ち合いや助言を求めることができます。
- 苦情受付から解決・改善までの経過と結果について記録を作成します。記録の内容は申出者自身も確認できます。
- 解決・改善策には，真摯に取り組み，同様の苦情の再発防止に努めます。
- 解決が困難な場合は，「運営適正化委員会」に申し出ることができます。
  宮城県社会福祉協議会「福祉サービス利用に関する運営適正化委員会」TEL 716-9674

【解決結果の公表】

解決の結果については，サービスの信頼性を向上するため，個人情報に関するものを除き，定期的に公表します。

公益財団法人
仙台ひと・まち交流財団